

別表（第18条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	金額
1 文書、図画及び写真	閲覧	40枚までの場合 4枚までごとにつき 10円 40枚を超える場合 40枚までごとにつき 100円
	複写機により用紙（A0までのものに限る。）に複写したもの（カラーで複写したものを除く。）の交付	1枚につき A3まで 10円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
	複写機により用紙（A3までのものに限る。）にカラーで複写したものの交付	1枚につき 40円
2 マイクロフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 290円
	用紙に印刷したものの交付	1枚につき 80円
3 写真フィルム	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
4 スライドフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円
	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
5 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき 390円
6 録音テープ	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 140円
	録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写	1巻につき 220円

	したものの交付		
7 ビデオテープ	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき	160円
	ビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1巻につき	320円
8 電磁的記録（6の項及び7の項に該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧	40枚までの場合 4枚までごとにつき	10円
		40枚を超える場合 40枚までごとにつき	100円
	専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	1件につき	70円
	用紙（A0までのものに限る。）に出力したもの（カラーで出力したものを除く。）の交付	1枚につき A3まで	10円
		A3を超えA2まで	50円
		A2を超えA1まで	60円
		A1を超えA0まで	110円
	用紙（A3までのものに限る。）にカラーで出力したものの交付	1枚につき	40円
フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき	80円	
光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき	70円	
光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメー	1枚につき	80円	

	トルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
--	-------------------------------------------	--

備考

- 1 この表において、「A 3」とは日本工業規格A列3番を、「A 2」とは日本工業規格A列2番を、「A 1」とは日本工業規格A列1番を、「A 0」とは日本工業規格A列0番を、「1件」とは一の開示決定をいう。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録の閲覧、聴取、視聴及び写しの交付においてこの表に掲げる開示の方法及び金額により難しい場合は、規則で定めるところにより、手数料を徴収する。